

原告、情報の抹消訴え

大垣署情報漏えい、控訴審

大垣市などで計画された風力発電施設の建設を巡り、大垣署員が反対住民ら

の個人情報事業者の中部電力子会社シーテック(名古屋市)に伝えたのは、谷川恭弘裁判長で開かれた。

原告の船田伸子さん(65)が意見陳述し、「必要性のない情報を抹消し、プライバシーを守り、安心して暮らせる生活を取り戻したい」と訴えた。

第一審岐阜地裁判決は、県警が事業者に個人情報を提供したことの違法性を認め、原告4人に計220万円を支払うよう命じる一方、収集自体の必要性は認め、抹消請求を棄却した。原告、被告とも判決を不服として控訴していた。次回期日は11月16日。

2022.9.1
岐阜新聞

大垣署訴訟の 控訴審始まる

名古屋高裁

大垣市の風力発電施設建設をめぐり、大垣署が集めた個人情報を外部に提供したのは違法だとして、住民4人が国家賠償などを求めた訴訟の控訴審が31日、名古屋高裁(長谷川恭弘裁判長)で始まった。

この日の法廷で、原告の船田伸子さん(65)が「警察の情報収集対象にされるなら、住民は勉強会参加や反対の意思表示などを避けるようになる。これはまともな社会だろうか」など意見陳述した。

2013、14年に大垣署員が中部電力子会社「シーテック」の社員と会い、情報を伝えたなどとして、住民4人が国と県を訴えた訴訟で、岐阜地裁は今年2月、提供の必要性を否定し、原告に計220万円を支払うよう県に命じた。

原告と県が控訴しており原告は控訴理由書で情報収

集・保有の違法性や集めた情報の抹消を判決が認めなかった点を不服とし、「国民監視の歯止めにしなけれはいけない」と述べた。県は控訴理由書で、「警察白書」でも反原発運動などについてトラブル防止などのため動向を分析しているとして、自らの活動を弁護。提供情報も、原告らがツイッターなどで発信しており「秘匿性はない」などとし、違法性を否定した。

2022.9.1
朝日新聞

2022.9.1 中日新聞

岐阜県警情報提供訴訟 控訴審で初弁論

岐阜県西濃地域の風力発電施設の建設に反対する住民の個人情報を県警大垣署

員が中部電力の子会社シーテック(名古屋市)に提供したのは違法として、同県大垣市の住民4人が県などに損害賠償を求めた訴訟の控訴審第1回口頭弁論が31日、名古屋高裁(長谷川恭

弘裁判長)であった。一審の岐阜地裁は2月、県警による情報提供を違法とし、県に220万円の支払いを命令。一方で、県警の情報収集自体は合法とし、県と国に個人情報の抹消を

求めた請求は退けており、双方が控訴していた。

弁論で住民側は「特定の個人に着目した情報収集は市民の自由や権利の侵害で警察法に違反する」と主張。県側は「情報提供は警

察法に規定する警察の責務を果たすために行われており、必要性も十分認められる」として、一審判決の破棄を求めた。

意見陳述に立った原告の一人、船田伸子さん(65)は

「市民活動のほとんどが人権侵害を防ぐための手段であり、当然の権利だ。『公共の安全と秩序の維持』を理由につぶしてしまうことは民主主義の根幹を否定するものだ」と訴えた。